

福知山市工事請負契約約款の改正について

平成25年4月1日から施行

約款第45条に発注者の解除権を追加

平成25年4月1日から「福知山市暴力団排除条例」が施行されたことに伴い、条例第10条第5項に規定する誓約書を提出しない場合、契約を解除できる規定を追加しました。

具体的には、条例第10条第5項では契約金額が150万円未満の場合は誓約書の提出の必要はありませんが、増額変更により150万円を超える契約金額となった場合には誓約書の提出が必要となります。この時、誓約書の提出を拒む場合、契約を解除できるよう改正を行ったものです。

追加された規定は次のとおりです。

第45条第1項第7項のキの次に次の項目が追加されています。

ク 福知山市暴力団排除条例(平成24年条例第17号)第10条第5項に基づく誓約書を提出しないとき。